

平成29年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	老人デイサービスセンター皐月園		
管理者名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日
担当課	南区 健康福祉課		
所在地	区名	南区	住所 南区白根1132番地1
根拠法令	老人福祉法		
設置条例	新潟市老人デイサービスセンター条例		
施設概要	(1) 開設月日（建築年）：平成3年6月1日 (2) 施設規模：鉄筋コンクリート平屋建 / 敷地面積 354.05㎡ / 延床面積 191.50㎡ (3) 施設内容：食堂、相談室、浴室、静養室など (4) 定員：（介護予防）通所介護 20名 (5) 休館日：（現行）日曜日、年末年始 (6) 開館時間：午前8時30分から午後5時まで (7) サービス提供時間：（午前9時20分から午後4時30分まで）		

施設設置目的	
老人の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るため、老人福祉法第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
【管理運営に関する基本的事項】 (1) 高齢者の健康な心身の保持と安定した生活の維持を図るために設置された施設であることを十分に認識し、設置目的に沿った管理運営を行う。 (2) 公の施設であることを認識し、市民の平等利用が確保されるように公平な管理運営を行う。 (3) 効果的・効率的な管理運営を行い、経費の削減に努める。 (4) 利用者や地域住民の意見を管理運営に反映させる。 (5) 利用者からの苦情を解決する体制を取り、サービスの向上に努める。 (6) 近隣住民や他の組織・事業者と良好な関係を維持する。 (7) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。 (8) 個人情報保護を徹底し、その取扱いを適正に行える体制を整える。 (9) 法令などを遵守した管理運営を行う。	

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	低所得者対策の実施の有無	社会福祉法人減免事業の実施の有無	低所得者対策として社会福祉法人減免対策あるも平成29年度対象者なし。	B	
	苦情・要望に対する対応	・対応マニュアル等の有無 ・1週間以内に対応	対応マニュアル等に基づき対応している。	A	苦情対応を即時に対応するよう心がけ、実施している。
財 務	※公設民営、介護報酬で運営されているため、委託料なし				
業 務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・対応マニュアル等の有無。 ・避難訓練等の実施年に2回以上。	対応マニュアル等に基づき事件・事故対応を実施。老人センター白寿荘合同で年2回の避難訓練実施。	A	対応マニュアル有、利用者の参加を得て避難訓練を実施。現状維持し災害時の備えにも努められたい。
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	各項目において遵守している。	B	
	個人情報保護の徹底	・対応マニュアル等の有無。 ・個人情報保護の遵守。	職員より誓約書に署名。マニュアルに基づき研修を実施。	A	個人情報の取扱いについて一括管理し、マニュアル遵守のため研修をしている。
	管理運営者としての適切さ	行政機関からの指導監査等における指摘事項の有無。	指導監督なし。	A	適正に管理されている。
人 材	適正な人員配置	国で規定する職員数を配置している。	規程の職員配置にて運営している。	B	
	職員の資質向上の取組み	技能・技術を維持向上するための研修の実施	年間計画に基づき内部研修を実施。外部研修にも参加し資質向上を図っている。	A	外部派遣を含め内部研修を実施。介護、看護、相談員の資質向上に努められている。

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

運営マニュアルに基づき年間計画を作成。法令遵守、認知症、障がい児者サービス、階層別研修等を年間通じ行うことで職員の資質向上と技術向上に努めた。基準該当生活介護・基準該当放課後等デイサービス事業も南区内において周知され計画相談支援事業所との連携によりサービスの安定が図られた。隣接された老人福祉センターとの交流や地域のニーズに適宜対応したサービス提供を実施必要とされる施設となっている。今後さらなる実績の安定と経費削減に向けリーダー職員を中心に運営に努めていく。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

内外部の研修を年間を通じて行い、介護・看護・相談員の資質及び技術向上に努めている。併せて、マニュアル遵守のための研修も実施し、適切な管理運営に努めている。
また、隣接施設(老人福祉センター)と合同で、利用者の参加を得て避難訓練を実施するなど、非常時の備えも適切に行われている。
引き続き適正な管理運営に取り組まれたい。